

尚志会代議員選挙規程

(総則)

第 1 条 代議員選挙は、移行後の「一般社団法人尚志会定款」に基づくほかは、この規程により、理事及び理事会から独立して行われ、各会員に対して等しく選挙権及び被選挙権を保証する。

(選挙区)

第 2 条 代議員の選挙区は、各都道府県支部をそれぞれ 1 区とする。

(選出)

第 3 条 代議員は、支部ごとに会員 200 名以内は 1 名とし、200 名を越える場合は、200 名以内を増すごとに 1 名の割合をもって増加する。
2 ただし、広島県支部の代議員は 10 名とする。

(選挙長)

第 4 条 選挙に関する事務を掌るために、各支部に選挙長 1 名を置く。
2 選挙長は、そのつど支部長がこれを委嘱する。

(公告)

第 5 条 選挙長は、選挙期日を定めてこれを会員に公告する。
2 選挙長は、会員に対して、等しく選挙権及び被選挙権を保証する。
3 選挙長は、会員名簿を作成し、被選挙人の資格確認をするとともに、選挙人を確定する。

(選挙人)

第 6 条 代議員選挙人及び代議員被選挙人は、尚志会会員とする。

(報告)

第 7 条 選挙長は、代議員当選者を確定し、選挙期日後 1 週間以内にその氏名を支部長に報告するものとする。

(欠員)

第 8 条 欠員を生じたときは、代議員選挙の次点者を代議員として指名することができる。

(規程の改定)

第 9 条 本規程の改定は、理事会で決定するものとする。